

広島県告示第六百四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意があつたものと認めた。

平成二十七年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区	域	区	分
広島市加入区（広島市区域）		似島地区で総トン数一〇トン未満の漁船を使用して営むなまこぎ網漁業	